

政務活動費 会計帳簿 議員氏名 畑本 久仁枝 令和5年度 (単位:円)

年月日	使込区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (算出率)	計上額 (簿載切株)	支払先	備考
2023年4月14日	A	調査研究費	1	ガソリン代		5,430	50%	2,715	三星石油株式会社 桂	クレジット払い
2023年4月25日	C	広聴広報費	3	駐車場代		880	100%	880	タイムズ下鴨上川原町	現金払い
2023年4月24日	C	広聴広報費	5	資料発送料		370	100%	370	日本郵便株式会社	現金払い
2023年4月30日	G	資料購入費	6	新聞代 4月		3,800	100%	3,800	京都新聞上桂販売所	クレジット払い
2023年4月1日	G	資料購入費	7	日経デジタル4月分		4,277	100%	4,277	日本経済新聞社	クレジット払い
2023年4月17日	H	事務所費	8	事務所賃借料(5月分)		100,000	90%	90,000	有会社社清豪	振込
2023年4月17日	H	事務所費	9	事務所駐車場賃借料(5月分)		9,900	90%	8,910	有会社社清豪	振込
2023年5月11日	H	事務所費	10	事務所電気代(4月分)		1,826	90%	1,643	関西電力株式会社	口座振替
2023年4月26日	H	事務所費	11	事務所ガス代(4月分)		114	90%	102	関西電力株式会社	口座振替
2023年4月26日	H	事務所費	12	事務所灯油		1,250	90%	1,125	三星石油(株)桂	現金払い
2023年4月23日	I	事務所費	13	事務所電話料金(4月分)		2,414	90%	2,172	NTTファイナンス株式会社	現金払い
2023年5月6日	I	事務所費	14	事務所 WiFi代(4月分)		2,862	90%	2,575	ソフトバンク	クレジット払い
2023年4月30日	I	事務所費	15	議員携帯(4月分)		8,743	50%	4,371	KDDI(株)	クレジット払い
2023年4月15日	I	事務所費	17	パソコン保守契約(4月分)		3,916	90%	3,524	アプライド	クレジット払い
2023年5月16日	J	人件費	18	給料(4月分)		40,000	90%	36,000		振込
2023年5月16日	J	人件費	19	政策調査報酬(4月分)		20,000	100%	20,000		振込
2023年5月16日	J	人件費	20	給料(4月分)		20,000	90%	18,000		現金払い
2023年5月17日	J	人件費	21	給料(4月分)		27,600	90%	24,840		振込
2023年4月1日				政務活動費	400,000					
区分		項目名		支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)		計上計 (C)		
A		調査研究費		1件		5,430		2,715		
B		研修費		0件		0		0		
C		広聴広報費		2件		1,250		1,250		
D		要請陳情等活動費		0件		0		0		

政務活動費 会計帳簿

議員氏名:

畑本 久仁枝

令和5年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
	E	会議費		0件		0		0		
	F	資料作成費		0件		0		0		
	G	資料購入費		2件		8,077		8,077		
	H	事務所費		5件		113,090		101,780		
	I	事務費		4件		17,935		12,642		
	J	人件費		4件		107,600		98,840	(A)-(C)	
				18件	400,000	253,382		225,304		
									(A)-(C)	174,696

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	/	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	ガソリン代				
支払金額	¥5,430-	按分率	50%	計上額	¥2,715-
按分率の考え方	後援活動にも使用しており使用実態に占める政務活動の割合が不明				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



※店内各品目 (令百円又未満)

修理*板金塗装*車検
当店・2階で営業中!!

三井石油(株)

住
京都府京都市西京区山田中吉見町14-1
TEL:(075)391-5544 SS:130601

2023年04月14日 16:16 店舗No.3872
通番0210

ダイナースクラブ 様

売上 974700

11200
レギュラーガソリン 806 46430
数量 30.00(L)

合計 ¥5,430

(内税分消費税 ¥494)
(10%税込対象額 ¥5430)
(10%消費税 ¥494)

承認No.0000180627 受理通番 01111

支払方法 通常

端末番号:714051713000 IC 947

ATC:0168 カドワケ/番号:00

AFI:DinersClub

AID:A0000001523010

担当:15-たかひら

本領収書の発行日:2023/04/14

レシートを指したときのみ食費の除税

印字面が内側になるように貼付してください

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	3	
費目	調査研究費・研修費・ <u>聴取費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	駐車料金				
支払金額	880円	按分率	100%	計上額	880円
按分率の考え方					
備考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p>京都府政に対しての意見を聞く</p> <p>左京区下鴨西本町(山家)店舗にて、京都府財政状況について意見交換。</p>					
<p>タイムズ24</p> <p>タイムズ下鴨上川原町</p> <p>0120-70-8824</p> <p>領収書</p> <p>(NO. 3)</p> <p>2019年11月18日 01時22分23秒</p> <p>駐車料金 880円</p> <p>合計 880円</p> <p>お預り 1,000円</p> <p>120円</p> <p>NO.117854</p>					

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	5	
費目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	資料送送料				
支払金額	¥ 370 円	按分率	100%	計上額	¥ 370 円
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

今までの府政報告を送付。

領収書

畑本久仁枝 様

[販売]
レターバックライト (370円)
370円 1枚 ¥370

小計 ¥370

課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥370

△計 ¥370
□計 ¥370
お預り金額 ¥370



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 4月24日 15:47
発行No. 230424J5469 端N12箱01
連絡先: 京都山田郵便局
TEL: 075-391-9607

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	6	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請関係等活動費・会議費・資料作成費・ 資料 購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	京都新聞購読料 4月分				
支払金額	3800	按分率	100%	計上額	3800
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考	京都新聞 上程販売新				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
本会員 23 430 4803 京都新聞購読料 4月分				1回払	3800

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	7					
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費								
支払内容	日本経済新聞デジタル版 4月分								
支払金額	4,277	按分率	100%	計上額	4,277				
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり								
備考	日経デジタル								
(領収書は、重ならないように貼付してください。)									
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 本会員23.4.1 4765 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 日経ID決済 4765 </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> 1回払 1回払 </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> 4277 </td> </tr> </table>						本会員23.4.1 4765	日経ID決済 4765	1回払 1回払	4277
本会員23.4.1 4765	日経ID決済 4765	1回払 1回払	4277						

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要
② 所在地	住所: 京都市西京区上桂森下町1-68 電話: [REDACTED]		延べ床面積	66.20 m ²
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件 (賃貸借契約先 有限会社 清峯) 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係:) <input type="checkbox"/> 関連会社等 (所在地:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (議員との関係:) <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合 (政務活動に要した使用領域 (面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input type="checkbox"/> 全体使用时间 日・欄 (X) 内、政務活動使用时间 日・欄 (Y) $(Y) / (X) = \quad / \quad$ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (政務活動にのみ受電機器対応が発生するため) <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合		按分率 9 / 10
	人件費	<input type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合 (政務活動の業務に従事した時間、日数) <input type="checkbox"/> 全体活動業務時間 日・欄 (X) 内、政務活動業務時間 日・欄 (Y) $(Y) / (X) = \quad / \quad$ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (政務活動にのみ受電機器対応が発生するため) <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合		按分率 9 / 10
⑦ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $9/10$ (按分率の考え方: ⑥に準ずる)			
⑧ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $9/10$ (按分率の考え方: ⑥に準ずる)			
⑨ 光熱水費等の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $9/10$ (按分率の考え方: ⑥に準ずる)			

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑥に準ずる) 但し、携帯電話は50%
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ④に準ずる)
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 4 人 按分率 9 / 10 3%, 1 / 10 1% (按分率の考え方: ⑥に準ずる、但し、1名は政務調査のみで100%) <hr/> <p style="text-align: center;">計 4 人</p>
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費 }
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表
⑮ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

[参考] 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
 - イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2で按分

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)	整理番号	8
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	事務所賃借料 5月分		
支払金額	¥100,000-	按分率	90% 計上額 ¥90,000-
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備考	別に賃貸借契約書を添付		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細

ご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

口座番号	50417 0069 96 0708
振込金額	¥100000
取引日	16:26 0002
手数料	¥0
支店	京都信託銀行 物集支店
普通預金	0214876
セイホウ保	
ご依頼人	電話 [REDACTED]
ハヤモト	ラニエ 様



質貸借契約書

令和3年2月15日

貸主 有限会社 清峯 様 (以下「甲」という。)と借主 畑本久仁枝事務所 様 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	清峯 貸事務所		階	号室
		区画番号()			
	所在地	(住居表示) 京都府京都市西京区上桂森下町 1-68			
		(登記簿) 京都府京都市西京区上桂森下町 1-68			
	構 造	木造 / 瓦ぶき / 2階建 / 全 (1) 戸			
種 類	戸建	新築年月	年 月		
面 積	約66, 20㎡				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所 倉庫

頭書(3) 契約期間

令和3年3月1日から 令和6年2月28日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和3年3月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 90,000円 (別途消費税相当額 9,000円)	敷金	100,000円 (賃料ヶ月)
礼金	100,000円 (賃料ヶ月)		

その他の条件			
貸与する能	鍵No		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	振込先金融機関名: 預金: 普通 当座 口座番号: 口座名義人: 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	有限会社 清峯
	住所	京都市西京区山田上ノ町25-1

管理者	商号又は名称	
所在地	TEL	
賃貸住宅管理者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号()第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新は3年毎とし更新料は不要

頭書(9) 特約事項

消費税が増額された場合、借主は増額分を負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月15日

甲・貸主	氏名	京都市西京区山田上ノ町25-1 有限会社 清 峯	391-7728
	住所	取締役 小島 司	

乙・借主	氏名	畑本 久仁枝	
	住所		

丙・連帯保証人	氏名		
	住所		
	極度額	月額返済の10万円 円	

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	京都市上京区北ノ辺町396-6	主たる事務所所在地	
	商号又は名称	㈱クラウンハウス	商号又は名称	
	代表者の氏名	吉田時広	代表者の氏名	
	免許証番号	京都府知事(8)第8913号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	令和3年4月24日	免許年月日	平成 年 月 日
説明をする宅地建物取引士	氏名	吉田時広	氏名	
	登録番号	京都 第5444号	登録番号	第 号
	業務に従事する事務所名	㈱クラウンハウス	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	京都市上京区北ノ辺町396-6 TEL 075(741)8886	事務所所在地 TEL	TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不当となった場合
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(以下「火災保険」という。)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に支払うものとする。
2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債権に充てるものとする。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債権の担保とするものとする。
3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の敷金を甲に支払うものとする。
4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から支払うものとする。本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の弁済を行わなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に供する。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てる権利を有する。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を甲に返還するものとする。

4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた債務の償却を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を甲に返還するものとする。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の弁済を行わなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自ら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項に定める暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員若しくは関係者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又は取締役等)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 虚言又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 一、二、三の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保を提供してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃料の増額、増築、改築、移転、改造若しくはその他本物件における工作物の設置を行ってはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくはその他本物件における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 月分()に相当する承諾料を甲に支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

6 乙は、敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。

一 発煙、発煙筒又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 木造の倉庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

8 一、二、三の承諾にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保を提供してはならない。

本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げ行為を行ってはならない。

階段・廊下等共用部分への物品を置くこと

階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

乙の管理義務

条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その項を遵守しなければならない。

契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡し、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

契約期間中の修繕

条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1に準ずるものとする。

乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。

電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え

その他費用が軽微な修繕

契約の解除

条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

- 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その旨乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を終結することができる。

- 一 第7条の強約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由による場合は甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、第12条を以て10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、第15条の期、賃料を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅滞したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件を明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更

二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

二 長期に休業するとき

三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四 連帯保証人の死亡又は離散

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は差押権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	9
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費			
支払内容	事務所駐車場賃借料 5月分			
支払金額	¥9,900-	按分率	90%	計上額 ¥8,910-
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり			
備考	別に賃貸借契約書を添付			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細

京都府信用金庫をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

支取口座	支取振込	振込	金額
50417	0069	96	0711

支取金額	¥9,900		
16:27	0003		
手数料 ¥0			
京都府信用金庫			
物集支店			
普通預金 0214876			
エ) セイホウ 様			
ご依頼人 電話			
ハタモト クニエ 様			

貸主（甲）京都市西京区山田上ノ町25番地1

有限会社 清峯 代表取締役 小島 司

借主（乙）

畑本 久枝

第1条 甲はその所有する下記の駐車を、乙の所有する後記ナンバーの自動車につき駐車の目的をもって賃貸する。

【目的物の表示】

① 駐車の所在地

② 自動車台数 / 台 車両名 車両番号

第2条 賃貸料は1ヶ月金 9000 円、消費税 900 円、合計 9,900 円とし、乙は毎月末日限り翌月分を甲の住所に持参または送金して支払うものとする。但し、振込手数料は乙が負担する。

第3条 乙は甲に対して、第2条の金額（~~1ヶ月分~~）の3ヶ月分を敷金として差し入れる。上記敷金は、乙が契約日から1年以内に解約する場合は返金しない。1年以上の場合、解約時に全額を返金する。但し金利は付さない。

第4条 本契約の期間は令和5年3月 / 日から令和6年2月末日までとする。但し甲乙ともに期間満了の際に異議のない時は、本契約を1年間毎自動更新する。

第5条 乙は駐車場を使用するに際して、甲の定めた管理規則に従わなければならない。

第6条 甲は駐車場に在る乙の自動車につき盗難、損傷、滅失等のいかなる事故が発生しても一切その責任を負わない。

第7条 乙またはその使用人が、駐車場の施設および他の車両に損害を与えたときは、すみやかにその損害を賠償しなければならない。

第8条 乙が下記の事項に該当したときは、甲は通知催告を要することなく本契約を解除できる。

- ① 駐車場の使用料金支払を1ヶ月以上滞納したとき
- ② 乙が借り受けた駐車場を第三者に転貸したとき
- ③ 近隣もしくは他の者に対して、甚だしく迷惑を及ぼす行為があったとき

第4条の規定により契約期間を
令和6年2月末日まで延長

第9条 甲乙間において本契約を解除する場合は、少なくとも1ヶ月前の予告をもって解約
できるものとする。

上記のとおり契約が成立したので、これを証するため本証書2通を作成し、甲乙1通ずつを
保持する。

令和 3 年 3 月 / 日

貸主 (甲) 京都市西京区山田上ノ町25番地1

有限会社 清峯 代表取締役 小島 司

TEL -391-7728

借主 (乙)

畑本 久仁枝

TEL

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	10	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費				
支払内容	事務所電気代4月分				
支払金額	1826	按分率	90%	計上額	1643
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考	別に利用明細を添付				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p>3/15～4/14までは選挙事務所として使用したため、日割り計算で計上 検針期間3/24～4/25 内4/15～4/25の11日分を計上</p>					

はぴe ようこそ 畑本 久仁枝 さま

はぴeポイント 14 P 4 閉じる

ホーム 電気・ガス料金を知る 電気・ガス料金の見直し・省エネ 会員情報編集・各種手続き はぴeポイント 暮らしの近距離サービス はぴeと電でできること お困りのとき

過去3ヶ月の詳しい検針結果をみる

ガス

電気ご使用量のお知らせ

畑本 久仁枝 様

2023年2月分

2023年3月分

ご請求金額

5,487

契約メニュー
ご使用期間
ご請求方法
お支払期限日
引き落とし日
お支払い状況

なっトクでんき
3月24日～4月25日
口座振替
5月26日
5月11日
入金確認済

* 当月分の前取済みのお知らせはご注意ください。

ご使用量

195 kWh

前年同月 91kWh
(ご使用期間) (3月25日～4月25日)
前年同月差 +104kWh
前年同月比 +114.2%

CO₂排出量

60.65

* CO₂排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき
国に報告した電力会社の排出係数×お宮さまの電気ご使用量
から算出しています。

* 排出係数には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づ
き、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う環境価値
等の調整が反映されています。

ご契約内容

契約メニュー

なっトクでんき

契約期間

2023年4月1日～2024年3月31日

お客さま情報

お客さま番号

住所

京都市西京区 上桂森下町 1-68

供給地点特定番号

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	11	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	事務所ガス代 4月分				
支払金額	¥114円	按分率	90%	計上額	¥102円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考	別紙添付				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p>選挙事務所として3/15~4/14まで使用しているため 3/10~3/14 5日由 日割り計上。 (735円 × 5/20 = 114円)</p>					
<p>05.04.26 11:00 05.04.26 04</p> <p>7/35</p>					

はぴe ようこそ 畑本 久仁枝さま

はぴeポイント 176

閉じる

検索

ホーム 電気 ガス料金を知る 電気・ガス料金の見直し・省エネ 余剰発電買取・各種お手続き はぴeポイント 暮らしの相談窓口 暮らしの電でできること 本日ののこさ

過去3ヶ月の詳しい検針結果をみる

電気

ガスご使用量のお知らせ

畑本 久仁枝 様

2023年3月分

2023年5月分

ご請求金額

735円

契約メニュー

ご使用期間

ご請求方法

支払義務発生日

お支払期限日

引き落とし日

お支払い状況

なっとくプラン

(3月10日~4月10日)

口座振替

4月17日

5月17日

4月26日

入金確認済

ご使用量

0 m³

前年同月分

0m³

前年同月ご使用期間

(3月11日~4月8日)

前年同月差

前年同月比

ご契約内容

契約メニュー

なっとくプラン

契約成立日

2023年4月1日

契約期間

2023年4月1日~2024年3月31日

お客さま情報

お客さま番号

住所

京都市西京区 上桂森下町 1-68

供給地点特定番号

ご請求金額の内訳・検針日

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	12	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費				
支払内容	事務所灯油代				
支払金額	1250円	按分率	90%	計上額	1125円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



別内旨付領収書 (令和4年2月)

正理本板正字表本中極
当店・店舗で営業中！！

〒11400 (株)

目
京都府京都市西京区山科中店長岡田 1
TEL: (075)391-5544 FAX: 391-5544

2023/04/04日26LJ 18:58 E:09000000000000000000
通常17円

畑本久仁枝

GT 13060 000007 (01)
551 規正 (01)

11400
引当 111 11250
数量 10.0000

合計 ¥1,250

付随消費税 114
(10%税込引当額) 1250
(10%消費税) 114

約銭 1万:8750 51:570 24:750
担当: 15 大かひ

6256 6256 00 2023/04/26

上記にて領収書に替えて頂く予定です

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	13	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	事務所電話料金 4月分				
支払金額	¥2,414	按分率	90%	計上額	¥2,172-
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考	NTTファイナンス (別紙添付)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

3/1 ~ 3/14 14日由 日割計上.

(5346円 × $\frac{14}{31} = 2,414$ 円) 延滞料金 ¥6 は差引いている

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

畑本 久仁枝 様

お客様番号

2023年 4月ご請求分

金額(円)

¥5,352-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

角 秋 日 冊 印

取人印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

615-8225
京都市西京区上桂森下町1-68

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

知本 久仁枝 様

発行年月日 2023年 4月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111005 15728 15647 00 J
61 00000 1 0 230A0301J

Webでのお問い合わせ先



023042101043459572

15728

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[Redacted]	2023年 4月ご請求分	5,352円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 5,346円
NTTファイナンス分ご請求額 6円
(合計) 5,352円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

以下の部分を切り取り、当社指定のコピーエッセンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへお持ち込みをお願いします。
Cut off the slip below and bring it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a Docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
◆NTT西日本ご利用分	5,346	3,200		
		-400	フレッツ 光ライト F 初月料 フレッツ・あつと割引	合 3 合 3
		1,020	ひかり電話 A (エース) 定額料 1	合 3
		480	ひかり電話 A (エース) 定額料 2	合 3
		200	複数チャンネル使用料	合 3
		100	追加番号使用料	合 3
		72	ひかり電話 (通話料)	合 3
		-72	ひかり電話 A (エース) 定額料分通話	合 3
		256	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 3
		4	ユニバーサルサービス料他	合 3
		486	消費税等相当額 (合計)	合 3
◆NTT西日本分 (小計)	5,346	5,346	(小計)	合 3
◆NTTファイナンスご利用分	6	6	延滞利息	合 3
◆合計				合 3

〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕

3月 1日～ 3月31日 合 3
 3月 1日～ 3月31日：フレッツ
 ・あつと割引の割引料金です。
 3月 1日～ 3月31日 電話番号 合 3
 は075-393-8823
 3月 1日～ 3月31日 ひかり電 合 3
 話A使用料は本料金と定額料1の合計で
 す。
 3月 1日～ 3月31日 合 3
 3月 1日～ 3月31日 合 3
 3月 1日～ 3月31日 毎月への 合 3
 繰越額は480円です。
 3月 1日～ 3月31日 ひかり電 合 3
 話A定額料に含まれ、通話料から減算し
 ます。
 3月 1日～ 3月31日 合 3
 3月 1日～ 3月31日 2番号分 合 3
 のご請求となります。
 合算表示の料金合計×10%

2月請求分の延滞利息です。 非対

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tec.or.jp/telephonerelay_service_support/qo/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています

M20021111005 15728 15647

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)	整理番号	14
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・家務費・ <u>雑費</u> ・人件費		
支払内容	事務所Wi-Fi4月分		
支払金額	2862円	按分率	90% 計上額 2575円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備考	選挙事務所として4/4まで使用が為 4/15~4/30(16日)分を計上		
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			
本会員23 5 6 4790 ソフトバンク (B) 1回払 5358			

ご利用料金内訳明細書

発行日 2023年6月7日

お客様番号 (カスタマーID) XXXXXXXXXX

ご契約者名：畑本久仁枝

ご利用月 2023年04月
 ご契約住所
 〒615-8225
 京都府京都市西京区上桂森下町1-68



料金名目	料金内訳	期間	金額(円) 税込	詳細
基本使用料	04月ご利用明細 (04月01日~04月30日ご利用分) 基本料金 課税対象額 (10%) ご請求金額 (税込)	4/1-4/30	5,368 5,368 5,368	

※小数点など繰後は繰り下げとなります。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)	整理番号	15
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費		
支払内容	議員携帯代 4月分		
支払金額	¥8,743-	按分率	50% 計上額 ¥4,371-
按分率の考え方	後援活動にも使用しており使用実態に占める政務活動の割合が不明		
備考	別紙添付		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

allかんたん次税利用料を引いてます

本会員 23 430 4800	テレコム損害保険	1回払	1010
本会員 23 430 4807	KDD I 料金	1回払	9291
本会員 23 430 4809	ガス料金	1回払	0700

料金内訳書

<凡例>* : 税込または免税料金等、#: 旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

畑本 久仁枝 様

ご請求コード: [] 発行日: 2023年 5月10日 [] 1頁

● a u 電話料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
	8,743	
< 4月ご利用内訳 >	8,743	
▼プラン利用料	7,380	
使い放題MAX 4G+通話定額2		2,880
使い放題MAX 4G/データ		5,200
LTE NET		300
家族割プラス/a uスマートバリュー		-1,000
▼オプション使用料	380	
故障紛失サポート		380
▼通話料/使い放題MAX 4G+通話定額2	186	
通話料		35,000
SMS (Cメール) 送信料		186
通話定額2 割引額		-35,000
▼ユニバーサルサービス料	2	
▼電話リレーサービス料	1	
▼消費税等 (10%)	794	
データ利用量 (データ容量消費なし)	8.01GB	

●合計 8,743円

備考
お客様コード []
ご利用月数は2023年 5月で26年 5ヶ月目です。
基本使用料と通話定額2 (1800円) の合算額です
カウント対象回線数 1台
10%消費税の課税対象額 7,949円

● UQモバイル電話料金 (5G対応プラン)

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
	3,997	
< 4月ご利用内訳 >	3,997	
▼プラン利用料	2,600	
くりこしM5G/増量/かけ放題10分		3,680
基本使用料割引額		-500
自宅セット割		-580
▼故障紛失サポート (ACS) /税込	1,134	
Apple製品保証/税込		669*
Apple製品 紛失補償/税込		465*
▼ユニバーサルサービス料	2	
▼電話リレーサービス料	1	
▼消費税等 (10%)	260	

●合計 3,997円

備考
お客様コード []
ご利用月数は2023年 5月で 8ヶ月目です。
増量OP (500円) とかけ放題10分 (700円) を含みます
増量オプション2 1年間無料キャンペーン
10%消費税の課税対象額 2,603円

● UQモバイル機器代金/各種オプション品

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
	1,248	
▼購入機器代金/各種オプション品	1,248	
分割支払金		1,248*

●合計 1,248円

備考
48回払い 6回目。残額 52,416円

● a uかんたん決済利用料

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
	548	
▼a uかんたん決済利用料	548	
a uスマートパスプレミアム/税込		548*

●合計 548円

備考

● a uでんき料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
	12,048	
< 2月ご利用内訳 >	12,048	
▼でんきご利用料金	11,070	
電気料金 電気Mプラン (関西)		8,359
燃料費調整額		1,425
再エネ発電賦課金/税込		1,286*
▼消費税等 (10%)	978	

●合計 12,048円

備考
供給地点特定番号 []
2月 1日~ 2月28日利用分
ご使用量 373kWh (前年同月 466kWh)
ご使用量 x 6.37円 (税込7円) が値引きされています
10%消費税の課税対象額 9,784円

次ページもご確認下さい

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	17	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・雑費・人件費				
支払内容	パソコン保守契約4月分				
支払金額	3916	按分率	90%	計上額	3524
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
<p>本会員 23 415 4768 アブライド</p> <p style="text-align: right;">1回払 3916</p>					

ご契約プラン及び契約期間

ご契約プラン：プレミアム スマホ/タブレットPCサポートサービス付き (WG60プラン) / WG60Pro)

ご契約期間：60ヶ月契約 以降1年毎の自動更新となります

ご契約プランの月額料金 3,916円 (税込)

サービス開始日：2022年 2月 10日

(お申し込みプランの変更は、原則としてお受けしておりません) 契約期間は契約プランによって、加入できる期間が定められています。月額払いの場合は、契約期間満了後はお客様から解約のお申し出がない限り(1年毎の自動更新となります(加入時に頭金をお支払いいただいたお客様は、自動更新後は通常月額料金に変更されます)) 解約をご希望の際は、契約満了日の6ヶ月前から受付可能となり、満了日の1ヶ月前までに弊社にその旨をお申し出ください。また、オプションを同時にお申し込み頂いた場合は、特に定めがない限り、オプションも含め同様に自動更新となります。尚、一括払いの場合は、契約期間満了時点で自動解約となります。

プレミアム W

店頭サポート

アプライドテクニカルサポートメニューに記載されている会員価格にてご提供できます。

* 一部対象外メニューがあります。テクニカルサポートメニュー価格表をご確認ください。

(パソコン代
データ復旧(他社))

電話 / リモートサポート

オペレーターがお電話とリモートサポート(遠隔支援)にてサービス対象機器の問題解決支援を行います。ご契約期間中、時間内であれば何度でもサポートを受けられます。会員様専用のナビダイヤルでのサポートとなっており、通信料金はお客様ご負担です。

詳しくは、『電話リモートサービスガイド』をご確認ください。

* ナビダイヤル通話料目安 固定電話：180秒につき税込9.35円 / 携帯電話：約20秒につき税込11円

* フリーソフト操作やネットワーク共有設定、売買契約取引に関するサポート、パソコン組立説明等サポート対象外があります。

* 364日/10時30分～19時30分 最終受付は19時まで 1回のサポートは30分まで (30分を超える場合は、店頭サポートをご案内いたします。)

パソコン定期検査サービス (P検)

半年

Pc79-⇒7

年に1回の定期検査を無料で実施します。(ウイルスチェックやソフトウェアアップデート、故障箇所、不要な一時ファイルの削除など指定チェック項目を確認し、処置を致します。(店頭お持ち込みでの作業となり、数日間お預かりでの作業となります))

出張サポート

パソコンのトラブル、お困りごと、各種設定作業など専門スタッフが会員様宅へお伺いして解決します。「基本出張料金」+「対象の作業料金」を期間中の月間上限3回の範囲内であれば無料で利用できます(WG Proプランも同様です。お伺いは登録いただいた同一住所に限りです)。

1回の現地作業が60分を超える場合は状況に応じて切り上げをご相談する場合があります。訪問日時は弊社にて都度調整します。なお、依頼日当日のお伺いは基本行っておりません。予めご了承ください。

* 出張エリア外(目安：アプライド店舗から15km圏外)は別途料金が必要となります。

(* ネットワーク共有設定等サポート対象外があります。)

プレミアム G

ウイルス駆除 / マルウェア駆除

サービス対象機器に対して、アプライドテクニカルサポートメニューに記載されている会員価格にてご提供できます。(店頭お持ち込みで数日間お預かりでの作業となります) 未知なる脅威や重大な被害を及ぼすウイルス感染等の場合は、本サービスでも復旧できない場合があります。

セキュリティ無料検査サービス

毎月1回、サービス対象機器に対してウイルス、広告詐欺が感染していないかの検査を無料で実施します。店頭お持ち込みで数日間お預かりでの作業となります。本サービスは潜在的な脅威を全て阻止・検出することを保証するものではありません。

共通項目

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>サービス対象</p> <p>(本サービスは会員カードにご署名された会員様ご本人以外には使用できません。) 他人への貸与や譲渡はできません。サービス対象機器はお申し込み時に登録した(製品型番とシリアル(製造)番号)が一致するパソコン台及びスマートフォンまたはタブレットPC1台のみとなります。</p> <p>但し、プレミアム WG Pro プランに加入の場合は、そのプラン指定の台数と同じ台数のスマートフォンまたはタブレット PC をサービス対象とします。</p> <p>また、お申し込み時に登録いただく同一住所での利用に限り、本サービスは適応されます。型番、シリアル番号が確認できない場合や、お申し込み住所以外でのご利用の場合は、本サービスは適応されません。(サービス対象機器の登録を変更することはできませんが、一度登録を解除した機器を再登録することはできません。)</p> <p>サービス対象パソコン台数： (① / 2 / 3 / 4 / 5) 台</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>ご高齢のお客様へのお知らせ</p> <p>ご高齢のお客様へは、より丁寧に、より詳しくサービス内容につきましてご説明させていただきます。不明な点がございましたら、ご遠慮なく何なりとお尋ねください。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>会員カード</p> <p>会員カードを紛失・盗難された場合は、ご加入の各種サービスを受けられない可能性があります。紛失・盗難時に会員カードに付与されているポイント残高が返還されません。また、再発行には手数料 1,100 円(税込)を申し受けます。月額払い(クレジットカード支払い)のお客様の会員カード再発行は、改めてクレジットカードお支払いの手続きが必要です。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>料金のお支払い</p> <p>一括払い、またはクレジットカードによる月額支払いとなります。申込時に定められたサービス開始日からご契約期間月数が課金対象となり、月額支払いの場合は毎月継続してクレジット決済によるお支払いとなります。(クレジットカード番号や有効期限に変更があった場合は、弊社にその旨をお申し出ください。) また、月額支払いの場合、サービス月額料金の初月分と契約事務手数料 2,850 円(税込)を、申込時ご店頭にてお支払いいただく必要がございます。尚、月額払いによりお支払いいただいた料金につきましては、領収書は発行しておりません。予めご了承ください。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>支払の遅延</p> <p>支払期日を過ぎても料金が支払われていない場合は、お支払いが完了するまで本サービスは受けられません。また月額払いの場合、<u>2ヶ月以上利用料金の未払いが発生した場合は強制解約となり、全てのサービス提供を終了します。</u></p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>中途解約</p> <p>契約期間内に中途解約される場合(強制解約含む)は、<u>契約プラン終了までの残月数に税別月額料金を乗じた金額の 20 パーセントを解約違約金として一括でご請求させていただきます。自動更新後の中途解約についても同様です。</u></p> <p>・申し込みより 6 ヶ月未満の解約で、サービスを一度も利用していないことが弊社で確認された場合は、<u>解約違約金は全額免除されます。</u> サービス対象機器がリコールなどにより商品変更になった場合は、サービス対象機器の登録変更を行うものとします。</p> <p>高、解約の効力が発生するまでにお支払いいただいた月額料金はいかなる場合もご返金できません。予めご了承ください。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>個人情報の取り扱い</p> <p>会員情報を以下のように利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員様ご本人の確認や特定を行い、会員情報の登録内容の把握やお客様への継続更新のご連絡お知らせのため ・会員様ご提供するサービスを調査・選択するため ・購入いただいた商品に関するアフターフォローのため ・電話、郵便、E-mail などにより各種サービスのご提案・ご案内をするため ・会員規約の定めるサービス及びそれに関連するサービスをご提供するため ・アプライド及びそのサービス提供者が会員様にご提供する商品サービスなどの販売業務を行う上で付随して必要となる業務、商品の販売の有無によらず、販売業務を行う上で関連して必要となる業務
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>テクニカルサービス</p> <p>すべてのテクニカルサービスのご提供に際し、善意の作業で起きた損害(データ等を含む)に対して保証はいたしかねます。入力代行やフリーソフトの操作方法、ネットワーク共有設定、株取引やその他売買契約取引に関するサポート、実際の金銭の絡む購入支援やクレジットカードの登録、マイナンバーなどの個人情報の登録、ハードウェアの修理など、サポート対象外につきましては、サポートをお断りさせていただきます。本サービスはトラブル解決を保証するものではありません。予めご了承ください。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>規約の変更</p> <p>規約の変更は、変更後の規約を弊社ホームページ (http://www.applied-g.jp/premiumwg60sts.pdf) に掲示いたします。掲示後お届に定めがない限り、会員様に対して変更後の規約を適用するものとします。</p>

スマホ/タブレット PC サポートサービス

店頭サポート(事前予約制)

スマートフォン・タブレット PC の操作説明や設定作業を会員価格にてご提供いたします。サポート対象は、弊社のスマホ/タブレット PC サポートサービスメニューに記載のメニューとなります。ご質問内容によっては、お調べさせていただいた後のご対応となる場合もございますので、予約の際にお聞きになりたいメニューをお知らせください。

* フリーソフト操作やネットワーク共有設定、売買契約取引に関するサポート、実際の金銭の絡む購入支援やクレジットカードの登録、マイナンバーなどの個人情報の登録等サポート対象外があります。

* 事前にお電話にてご予約ください。スマートフォン・タブレット PC に関しては出張での作業・サポートは行っておりません。

* 1回のサポート時間は最大 30 分までとなります。

電話 / リモートサポート

オペレーターがお電話とリモートサポート(遠隔支援)にてサービス対象機器の問題解決支援を行います。ご契約期間中、時間内であれば何度でもサポートを受けられます。会員様専用のナビダイヤルでのサポートとなっており、通信料金はお客様ご負担です。詳しくは、『スマホ/タブレット PC サポートサービス電話リモートサービスガイド』をご確認ください。

* ナビダイヤル通話料目安 固定電話：180 秒につき税込 9.35 円 / 携帯電話：約 20 秒につき税込 11 円

* フリーソフト操作やネットワーク共有設定、売買契約取引に関するサポート、実際の金銭の絡む購入支援やクレジットカードの登録、マイナンバーなどの個人情報の登録等サポート対象外があります。

* 3 6 4 日 10 時 30 分 ~ 19 時 30 分 最終受付は 19 時まで 1回のサポートは 3 0 分まで (3 0 分を超える場合は、店頭サポートをご案内いたします。)

スマホ/タブレット PC サポートサービスの電話 / リモートサポートの対象範囲

* 対応機種 (OS バージョン) ■ Windows 8/8.1/10 のスマートフォン、タブレット PC

■ iOS 10 以降のスマートフォン、タブレット PC

■ Android 5.0 以降のスマートフォン、タブレット PC

* 対応ブラウザ ■ Internet Explorer 11 以上、Edge 41 以上、Google Chrome 64 以上、Firefox 58 以上、Safari 10.10 以上

* サポート対象項目 ■ スマートフォン/タブレット PC の基本動作・設定 (OS)

■ 標準インストールされているアプリの基本動作 (別途インストールされているアプリは除く)

* ご質問内容によっては、お調べさせていただいた後のご対応となる場合もございます。

スマホプリントサービス

スマートフォンと用紙をお持ち込みいただくことで、会員期間中は月 20 枚まで無料で写真印刷いたします。

店頭対応の状況によりお待ち頂く事がございます。写真は一緒にお選びいただき印刷させていただきます。お時間がかかる場合がありますので時間には余裕を持ってご来店をお願いします。用紙のお持ち込みがない場合、用紙代は別途必要です。

* 対応用紙サイズ L 版 ~ A4 サイズ

パソコンオンライン学習動画(学習内容)

本サービスは、インターネットを利用した会員様専用 Web サイトでオンライン講座動画を提供いたします。受講計画や学習の進捗管理は弊社では行わず、独自学習となっております。オンライン講座動画については、紙媒体、DVD 等メディア媒体での提供は行っておりません。また、視聴のみとなり、ダウンロード・保存はできません。講座内容の操作方法等についての質問・相談を上記の電話/リモートサポートで受付いたします。

パソコンオンライン学習動画(受講用 Web サイト / ID・パスワード)

登録に関しましてはオンライン学習動画ご利用開始時にお客様の ID・パスワードを以下の受講用 Web サイトに登録いたします。ご利用開始時につきましては店頭またはコールセンタースタッフに申しつけ下さい。ID・パスワードは大切に使用・管理を行っていただき、第三者に利用させたり、公開等を行ったりしないでください。万一、ID・パスワードを紛失した場合は、弊社電話リモートサポートセンターにご連絡ください。

* 受講用 Web サイト URL : http://blog.feeltech.jp/

* ID : ご登録いただくお客様のメールアドレス

* パスワード : メンバーズカードの会員番号(数字 13 桁)

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>パソコンオンライン学習動画(著作権・商標権等、および情報の二次利用)</p> <p>本講座で提供されるすべてのコンテンツの著作権等は弊社または提供元が保有または管理しております。また掲載される商標、ロゴ、照合に関する権利は、弊社または提供元に帰属します。本講座で提供されるすべてのコンテンツ・情報について、複製、公開、販売等、著作権を侵害する行為は禁止されています。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>パソコンオンライン学習動画(設備・その他)</p> <p>本講座を利用するにはインターネット環境が必須となります(ブロードバンド環境推奨)。そのための通信機器、ソフトウェア、回線利用サービスの契約、その他必要な準備費用はお客様自身でご負担いただく必要があります。尚、本サービスのコンテンツ・各種情報については、その合法性・正確性・有用性・完全性等を保証するものではありません。予めご了承ください。</p>
<p>本同意事項の確認をもちまして別紙「アプライド スタープラチナプレミアム スマホ/タブレット PC サポートサービス付き WG60 フラン会員規約」に同意したものとさせていただきます。規約に同意いただけない場合は、契約受付完了後1週間以内にお申し出ください。</p> <p>未成年者及び後期高齢者（満75歳以上）のお客様のお申込には、成年ご家族様（但し、後期高齢者は除きます）のご同伴と署名が必要となります。</p>	<p>以上の内容について確認し、承諾しました。</p> <p>令和 4 年 2 月 10 日</p> <p>(ご本人様) お名前: 畑本 久仁枝</p> <hr/> <p>以上の内容について確認し、承諾しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(成年ご家族様) お名前:</p>
<p>備考</p>	

【重要書類】アフライト会員制テクニカルサポート お申込のお客様へ

アフライト

お申込日	2022 年 2 月 10 日	サービス開始日	2022 年 2 月 10 日
会員番号	[Redacted]	京都 店	担当 マス

お名前記入欄(必須)

フリガナ	イダ ケイ ケニエ		
氏名	畑本 久仁枝		

電話番号	075-925-6263	携帯番号	[Redacted]
------	--------------	------	------------

住所	〒615-8225 京都市西京区上桂森下町1-68		
----	------------------------------	--	--

生年月日	[Redacted]	性別	男 <input checked="" type="radio"/>
------	------------	----	------------------------------------

メールアドレス	[Redacted]
---------	------------

旧プラン	旧プラン ()	旧プラン支払い方法: <input type="checkbox"/> 月換 <input type="checkbox"/> 一括
------	----------	--

お支払方法・金額(税込)

月額	<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> 口座振替(法人様のみ) ※初月のみ +事務手数料3,850円(税込)	3,916 円	<input type="checkbox"/> クレジットカード [<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割 回] <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> クレカ
----	---	---------	---

セールス/3.9165555円/1ヶ月/スマタ

ハード型番①	BK1310100A1H240.S Fe	シリアル番号①	11111
ハード型番②	[Redacted]	シリアル番号②	
ハード型番③		シリアル番号③	
ハード型番④		シリアル番号④	
ハード型番⑤		シリアル番号⑤	

備考

初回作業代 (SSD換装 ¥2,780-) SSD代金 (¥7,780-) 無料

出張基本料金 15km圏内:無料 / 30km圏内:4,400円(税込) / 其の他 _____ 【WGライト】15km圏内:8,800円(税込) / 30km圏内:13,200円(税込)

お問い合わせ

新規	MD	GMO	ライセンス 発行	リブセーフ	Sagiwall	WPS Office	Zoho	顧客情報 登録	店員	旧契約	GMO 解除	Zoho	契約情報 変更	店員
	初月レジ	月額レジ		AOSBOX Home	スマサポ ID/PASS	送ぐるめ		契約情報 登録			マイナス レジ	Office10	顧客Eメール	

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	18	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	給与4月分				
支払金額	40000円	按分率	90%	計上額	36000円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細

をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

市町区	市町区	支店	支店
50515	0069	96	0109
振込金額		振込金額	
¥40000		¥40000	
口座	口座	口座	口座
12:52	0031		
手数料	手数料		
¥0	¥0		

ご依頼人 電話 [REDACTED]
ハタモト クニエ 様

[REDACTED]

参考様式

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED] Tel. [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2023 年 4 月 15 日から	
就 業 場 所	畑本久仁枝事務所 京都市西京区上桂森下町 1-68	
仕 事 内 容	政務活動にかかる補助 および 関係書類の作成	
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	原則 土曜日 (変更あり) 午前・午後 10 時 30 分から 午前・午後 18 時 00 分まで (休憩時間 12:00~13:00・残業の場合は別途支給)	
給 与 (賃 金)	日額 9,750 円 + 交通費 250 円	
給 与 支 払	月末締め、翌月 15 日払い 銀行振込み	
給 与 振 込 先	[REDACTED]	
<p>本契約に定めない事項又は本契約について疑義が生じた場合は 双方誠意をもって協議する。 契約期間満了をもって本契約を解消する。</p>		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">2023 年 4 月 14 日</p> <p style="text-align: center;">雇 用 者 京都府議会議員 畑本久仁枝 ●</p> <p style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED] ●</p>		

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023年(西暦) 4月分		氏名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 職族(口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土				0:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月				0:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水				0:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金				0:00			0:00
8	土				0:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月				0:00			0:00
11	火				0:00			0:00
12	水				0:00			0:00
13	木				0:00			0:00
14	金				0:00			0:00
15	土	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
16	日	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
17	月				0:00			0:00
18	火				0:00			0:00
19	水				0:00			0:00
20	木				0:00			0:00
21	金				0:00			0:00
22	土	10:00	18:00	1:00	7:00			0:00
23	日				0:00			0:00
24	月				0:00			0:00
25	火				0:00			0:00
26	水				0:00			0:00
27	木				0:00			0:00
28	金				0:00			0:00
29	土	11:00	17:00	1:00	5:00			0:00
30	日				0:00			0:00
計		4日間勤務(D)		(A)	26:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 細本 久仁枝								
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [26.0 時間] × [単価 1,500 円] = 39,000 円 (B)								
② 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合(D) [4 日] × [単価 250 円] = 1,000 円 (E)								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 40,000 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [円(G)(所得税・住民税・保険料等本人負担額) = 40,000 円 (H)								
金 40,000 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 2023年5月16日				
氏名								
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H) [40,000 円] × [按分率 90 %] = 36,000 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 90 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率 90 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 36,000 円								

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
 2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	19	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費(人件費)				
支払内容	政策調査報酬4月分				
支払金額	20000円	按分率	100%	計上額	20000円
按分率の考え方					
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細

をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

お取引日	お取引店	振付	振替
50515	0069	96	0118
お取引店名	お取引店住所	お取引店支店	お取引店支店

お取引店名			
お取引	お取引金額	おつり	
振込	¥20000		
時刻	受付番号	お取引店名	
12:57	0034		
お取引店住所お振込先登録			
手数料	¥0		

ご依頼人 電話			
ハタモト クニエ 様			

参考様式

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日	
氏 名	■■■■■		■■■■■
現 住 所	■■■■■ Tel ■■■■■		
下記の条件で契約します			
雇 用 期 間	2021 年 11 月 1 日~		
就 業 場 所	京都府八幡市川口西扇 26-2・京都市西京区上桂森下町 1-68		
仕 事 内 容	政務活動に係る政策調査等		
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	在宅ワークが中心の為、時間は定まっていない。 非常勤		
休 日			
給 与 (賃 金)	月額 2 万円 (調査にかかる交通費込み)		
給 与 支 払	銀行振込み		
給 与 振 込 先	■■■■■		
上記契約期間内に疑義が生じた場合は双方の話し合いの下で本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 (令和 3 年 3 月に京都市西京区上桂森下町 1-68 に事務所移転の為、 就業場所変更により、再度契約書を交わす。)			
2021 年 3 月 1 日			
雇 用 者 京都市議会議員 畑本 久仁枝 ●			
被雇用者 ■■■■■ ●			

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023年(西暦) 4月分		氏名	[Redacted]		議員との関係	<input type="checkbox"/> 親族(口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土				0:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月				0:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水				0:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金				0:00			0:00
8	土				0:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月				0:00			0:00
11	火				0:00			0:00
12	水				0:00			0:00
13	木				0:00			0:00
14	金				0:00			0:00
15	土				0:00			0:00
16	日	12:00	16:00		4:00			0:00
17	月				0:00			0:00
18	火				0:00			0:00
19	水				0:00			0:00
20	木				0:00			0:00
21	金				0:00			0:00
22	土				0:00			0:00
23	日				0:00			0:00
24	月	13:00	17:00		4:00			0:00
25	火				0:00			0:00
26	水				0:00			0:00
27	木				0:00			0:00
28	金				0:00			0:00
29	土	9:00	12:00	1:00	2:00			0:00
30	日				0:00			0:00
計		3日間勤務(D)		(A)	10:00	計		(A')
								0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 畑本 久仁枝 [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [10.0 時間] × [単価 2,000 円] = 20,000 円 (B)

①' 月額の場合

② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)

③ 通勤手当・日額の場合 (D) [日] × [単価 円] = 0 円 (E)

③' " 月額の場合

④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 20,000 円 (F)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(F) - [円(G)(所得税・住民税、保険料等本人負担額)] = 20,000 円 (H)

金 20,000 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。
2023年5月16日

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額(H) [20,000 円] × [按分率 100 %] = 20,000 円 (I)

○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 100 %] = 0 円 (J)

○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率 100 %] = 0 円 (K)

○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 20,000 円

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。

第5号の2様式(第7条関係)




政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	20	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費				
支払内容	給与4月分				
支払金額	20000円	按分率	90%	計上額	18000円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考	現金払い				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

参考様式

雇 用 契 約 書

	生 年 月 日
氏 名	
現 住 所	〒
下記の条件で契約します	
雇 用 期 間	2023年4月18日から2024年3月31日
就 業 場 所	京都市西京区上桂森下町1-68
仕 事 内 容	政務に関する事務全般
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	午後1時00分から午後5時40分まで (休憩時間は午後3時30分から3時40分) 政務に係る事務全般：(原則として)毎火曜日月4回
給 与 (賃 金)	月額 5,000円(交通費含む)
給 与 支 払	20,000円
給 与 振 込 先	現金にて翌月に支払い
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。	
2023年4月15日	
雇 用 者	京都府議会議員 畑本久仁枝 
被雇用者	 

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023年(西暦) 4月分		氏名	[Redacted]		議員との関係	<input type="checkbox"/> 親族(口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土				0:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月				0:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水				0:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金				0:00			0:00
8	土				0:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月				0:00			0:00
11	火				0:00			0:00
12	水				0:00			0:00
13	木				0:00			0:00
14	金				0:00			0:00
15	土				0:00			0:00
16	日				0:00			0:00
17	月				0:00			0:00
18	火	13:00	17:30		4:30			0:00
19	水				0:00			0:00
20	木	13:00	17:30		4:30			0:00
21	金				0:00			0:00
22	土				0:00			0:00
23	日				0:00			0:00
24	月				0:00			0:00
25	火	13:00	17:30		4:30			0:00
26	水				0:00			0:00
27	木	13:00	17:30		4:30			0:00
28	金				0:00			0:00
29	土				0:00			0:00
30	日				0:00			0:00
計		4日間勤務(D)		(A)	18:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。					議員名	細本	久仁枝	[Redacted]
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [18.0 時間] × [単価 1,000 円] = 18,000 円 (B)								
① 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [4 日] × [単価 500 円] = 2,000 円 (E)								
④ " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 20,000 円 (F)								
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [円(⑥)](所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 20,000 円 (H)								
金 20,000 円 (H)					左記金額を確かに領収致しました。 2023年5月16日			
氏名 [Redacted]								
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H) [20,000 円] × [按分率 100 %] = 20,000 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 100 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率 100 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 20,000 円								

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
 2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	畑本久仁枝 (日本維新の会)		整理番号	21	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 (他費)				
支払内容	給与4月分				
支払金額	27600円	按分率	90%	計上額	24840円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細

ご利用いただき、ありがとうございます。

お取引日	お取引店	口座種別	支店番号	口座番号	お取引
050515					振込
通帳	お取引金額	お取引			
890	¥27600	おつり			
前 日	お取引後残高				
21:36	0008				

《お振込内容》 お振込先を登録しました。
 銀行名： XXXXXXXXXX 支店名： XXXXXX
 口座等： XXXXXXXXXX 手数料：¥0
 受取人： XXXXXXXXXX
 依頼人：ハゲト クニ 様
 依頼人電話番号： XXXXXXXXXX

■取崩のご案内もあわせてご確認ください。
 財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保護してください。

参考様式

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2023 年 4 月 17 日から	
就 業 場 所	畑本久仁枝事務所 京都市西京区土桂森下町 1-68-	
仕 事 内 容	政務活動にかかる補助 および 関係書類の作成	
就 業 時 間 (休憩時間)	第 2・第 4 月曜日 (祝日等で変更あり) 月 2 回 午前 ・午後 10 時 00 分から 午前・ 午後 5 時 00 分まで (休憩時間 12:00~13:00・残業の場合は別途支給)	
給 与 (賃 金)	日額 7,600 円 + 交通費 400 円	
給 与 支 払	月末締め、翌月 15 日払い 銀行振込み	
給 与 振 込 先	[REDACTED]	
本契約に定めない事項又は本契約について疑義が生じた場合は 双方誠意をもって協議する。 契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">2023 年 4 月 15 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 雇 用 者 京都府議会議員 畑本久仁枝 </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 [REDACTED] </div> </div>		

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 4 月分		氏 名		議員との関係		備考(時間外勤務等)		
		[Redacted]		[Redacted]		<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休類等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土				0:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月				0:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水				0:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金				0:00			0:00
8	土				0:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月				0:00			0:00
11	火				0:00			0:00
12	水				0:00			0:00
13	木				0:00			0:00
14	金				0:00			0:00
15	土				0:00			0:00
16	日				0:00			0:00
17	月	10:00	17:00	1:00	6:00	17:00	18:00	1:00
18	火				0:00			0:00
19	水				0:00			0:00
20	木				0:00			0:00
21	金				0:00			0:00
22	土	10:00	17:00	1:00	6:00	17:00	18:00	1:00
23	日				0:00			0:00
24	月	10:00	17:00	1:00	6:00	17:00	18:00	1:00
25	火				0:00			0:00
26	水				0:00			0:00
27	木				0:00			0:00
28	金				0:00			0:00
29	土				0:00			0:00
30	日				0:00			0:00
計		3 日間勤務 (D)		(A)	18:00	計 (A')		3:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	畑本久仁枝			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A) [18.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (B)								
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A') [3.0 時間] × [単価 1,200 円] = 3,600 円 (C)								
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [日] × [単価 円] = 0 円 (E)								
③' " 月額の場合								
④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 27,600 円 (F)								
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G)] (所得税・住民税・保険料等本人負担額) = 27,600 円 (H)								
金 27,600 円 (H)				左記金額を確かに領収致しました。 2023 年 5 月 17 日				
				氏 名 [Redacted]				
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H) [27,600 円] × [按分率 90 %] = 24,840 円 (I)								
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 90 %] = 0 円 (J)								
○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率 90 %] = 0 円 (K)								
○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 24,840 円								